



島根県報

平成20年5月30日(金)

第1,987号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則 (会 計 課) 2

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 域 福 祉 課) 2

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 (") 2

生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出 (") 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高 齢 者 福 祉 課) 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (") 4

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 5

換地計画書の縦覧 (") 5

保安林予定森林(5件) (森 林 整 備 課) 6

解除予定保安林(2件) (") 8

島根県漁業調整規則第56条第2項の規定に基づく漁獲成績報告書の様式 (水 産 課) 9

公 告

島根県行政情報通信基盤運用管理業務委託のための提案競技の実施 (情 報 政 策 課) 16

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (薬 事 衛 生 課) 19

都市計画の案の縦覧 (都 市 計 画 課) 19

都市計画の変更案の縦覧(2件) (") 20

病院局規程

島根県病院局財務規程の一部を改正する規程 21

労委告示

あっせん員候補者の告示 25

正 誤

平成17年3月11日付け島根県報第1,657号中 (道 路 維 持 課) 26

平成17年7月26日付け島根県報第1,695号中 (") 26

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則(規則第51号)

1 規則の概要

(1) インターネットを利用して行う財産の売払いに係る入札の対象に物品を加えることとした。(第60条・第60条の2・第61条・第62条・第69条関係)

(2) 知事が指定する不動産以外の財産の売払いについて、入札を執行する前に予定価格を公表することができることとした。(第62条関係)

(3) 電子記録債権について、債権に関する規定を適用しないこととした。(第105条の21関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(3)については、電子記録債権法の施行の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第51号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第60条中「公有財産売却システム」を「県有財産売却システム」に改め、「行う公有財産」の次に「及び物品」を加える。

第60条の2第2項中「公有財産売却システム」を「県有財産売却システム」に改める。

第61条第1項中「公有財産売却システム」を「県有財産売却システム」に改め、同条第2項中「有価証券」を「担保」に改める。

第62条第1項中「公有財産売却システム」を「県有財産売却システム」に改め、同条第2項第2号中「（不動産に限る。）」を削る。

第69条第1項中「公有財産売却システム」を「県有財産売却システム」に改める。

第105条の21中「第6号」を「第7号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第105条の21の改正規定は、電子記録債権法（平成19年法律第102号）の施行の日から施行する。

告 示

島根県告示第489号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社 服部薬局 出雲支店	出雲市大塚町745番 2	平成20年 5月 1日
出雲駅前薬局	出雲市今市町2070番地	平成20年 5月 1日

島根県告示第490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
株式会社 服部薬局 出雲支店	出雲市古志町1057 - 3	平成20年 4月30日

島根県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	居宅介護支援事業	出雲市社会福祉協議会佐田支所居宅介護支援事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護老人福祉施設	介護老人福祉施設やまゆり苑	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	短期入所生活介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所短期入所事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防短期入所生活介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所短期入所事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	訪問介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所訪問介護事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防訪問介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所訪問介護事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所介護事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所介護事業所	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	認知症対応型通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防認知症対応型通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 ひだまりの家	出雲市佐田町一窪田 1961 - 5	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 朝原	出雲市佐田町朝原 568	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 朝原	出雲市佐田町朝原 568	平成20年 3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所 錦	出雲市佐田町一窪田 1197番地	平成20年 3月31日

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所こもれびの家	出雲市佐田町反辺1368	平成20年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所こもれびの家	出雲市佐田町反辺1368	平成20年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所八幡原	出雲市佐田町八幡原262	平成20年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防通所介護	出雲市社会福祉協議会佐田支所通所八幡原	出雲市佐田町八幡原262	平成20年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	認知症対応型共同生活介護	グループホームせせらぎの家	出雲市佐田町一窪田118	平成20年3月31日
社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会	出雲市今市町543	介護予防認知症対応型共同生活介護	グループホームせせらぎの家	出雲市佐田町一窪田118	平成20年3月31日

島根県告示第492号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社 轍	通所介護	宅老所ゆ〜に	大田市川合町川合2504番地1	平成20年4月28日
	介護予防通所介護			
株式会社ライフサポート	通所介護	デイサービス ゆうらいふ	出雲市荒茅町3501	平成20年5月1日
	介護予防通所介護			
医療法人 昌林会	通所介護	デイサービスセンター フィットネス	安来市安来町934-2	平成20年5月1日
	介護予防通所介護			

島根県告示第493号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社グリーンケアはーねす	通所介護	通所介護事業所 ケアはーねす出雲	出雲市大津町289番	平成20年5月1日

島根県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大原郡大東町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
鶴原 達夫 雲南市大東町新庄392番 2 地
藤原 暲 雲南市大東町上佐世659番地
福間 厚 雲南市大東町中湯石988番地
永井 蔵 雲南市大東町畑鶴832番地
岩田 憲信 雲南市大東町下阿用343番地
安立 彰 雲南市大東町下久野184番地

監事

藤原 重達 雲南市大東町北村95番地
稲田 弘 雲南市大東町幡屋346番 1 地

2 就任年月日

平成20年 4月30日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

内田 孝志 雲南市大東町仁和寺1674番地 1
鶴原 達夫 雲南市大東町新庄392番 2 地
藤原 暲 雲南市大東町上佐世659番地
福間 厚 雲南市大東町中湯石988番地
永井 蔵 雲南市大東町畑鶴832番地
三原 義章 雲南市大東町東阿用276番地
安立 彰 雲南市大東町下久野184番地

監事

藤原 重達 雲南市大東町北村95番地
稲田 弘 雲南市大東町幡屋346番 1 地

島根県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う鹿足（津和野）地区野広工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧の期間
平成20年5月30日から21日間
- 3 縦覧の場所
津和野町役場

島根県告示第496号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市東長江町字丈夫谷308 - 9、1049 - 1、1051 - 2、字光明寺324、1057 - 1、1057 - 3 から1057 - 5まで、1057 - 7、1058 - 1、1059、1060 - 1、1060 - 3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第497号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
邑智郡美郷町長藤331 - 3、1080 - 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第498号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

大田市三瓶町野城字藤谷鉦床下モイ818 - 1、字藤谷鉦床イ819、字トヤケ東イ829 - 2、字トヤケイ830、イ833 - 15、字クチナワ瀨西イ834、字西ヶ谷イ837

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第499号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市広瀬町上山佐1177 - 1、1178 - 2、3010、3011 - 1から3011 - 3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第500号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市美保関町七類178から182まで、182続1、183から185まで、185続1、186から188まで、189-1、189-2、2674から2676まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第501号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市五十猛町字大浦2718-1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第502号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

大田市朝山町朝倉字城蓮1854-3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第503号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第56条第2項の規定により、次のとおり漁獲成績報告書の様式を定めたので、告示する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

様式目次

様式第1号 中型まき網漁業漁獲成績報告書

様式第2号 小型機船底びき網漁業（機船手繰網漁業）漁獲成績報告書

様式第3号 小型機船底びき網漁業（えびびき網漁業・いか巣びき網漁業）漁獲成績報告書

様式第4号 ばいかご漁業漁獲成績報告書（隠岐地区に住所を有する者が報告する場合に限る。）

様式第5号 ばいかご漁業漁獲成績報告書（隠岐地区以外に住所を有する者が報告する場合に限る。）

様式第6号 その他の漁業漁獲成績報告書

様式第 6 号

年 月 日

島根県知事 様

住 所	
氏 名	
報告者氏名	⑩
漁業種類	
許可番号	
船 名	丸
漁船登録番号	

その他の漁業漁獲成績報告書

	年		年		年	
	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)	数量 (kg)	金額 (千円)
1 月						
2 月						
3 月						
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
10 月						
11 月						
12 月						
合計						

公 告

島根県の行政情報通信基盤運用管理業務受託者について、提案競技により選定の上特定するので、様式等を除き次のとおり公告する。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 委託内容

- (1) 島根県行政情報通信基盤の運用管理業務
ネットワーク及びウイルス対策システム、グループウェア等全庁システムの運用管理
- (2) 運用管理業務の内容
「島根県行政情報通信基盤運用管理業務委託に係る要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委託期間
平成20年10月1日から平成23年9月30日まで
- (4) 予算額
3年間総額 161,367千円（消費税及び地方消費税を含む。）。
- (5) 運用管理業務受託者
以下の規定に基づき提案競技を行い、受託者を選定する。

2 提案の内容

- (1) 仕様書の要件を満たす運用管理業務の内容
- (2) (1)の運用管理業務を担保する人員・体制の概要
- (3) (1)の運用管理業務を実施する際の見積金額

3 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(4)までのすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 公告の日から参加申込書の受領期限までの間に、島根県の実施する入札について指名停止を受けていない者であること。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加申込書（参考様式1）
- (2) 法人にあつては会社概要書（参考様式2）
- (3) 個人にあつては経歴書（参考様式3）
- (4) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 本県提案競技に係る参加資格を満たす旨の誓約書（参考様式4）
- (6) 島根県税について、未納の課徴金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (8) 提案書表紙（参考様式5）
- (9) 提案書（参考様式6）

5 提案競技説明書等の配布等期間、場所及び守秘義務の遵守に関する誓約書

- (1) 提案競技説明書等の配布を受けるには、また、要求仕様書の別紙4「ドキュメント資産」を閲覧するには、守秘義

務の遵守に関する誓約書(参考様式8)を提出すること。

誓約書様式は、島根県ホームページにより提供する。

(2) 期間

平成20年 5月30日(金)から平成20年 6月12日(木)までの、閉庁日を除く毎日午前 9時から午後 5時までの間(午後 0時から午後 1時までの間を除く。)

(3) 場所

松江市殿町 8番地 島根県庁南庁舎 島根県地域振興部情報政策課

6 提案競技説明会

(1) 日時

平成20年 6月 6日(金) 午後 1時30分から午後 2時30分まで

(2) 場所

松江市殿町 1番地 島根県庁 会議棟 第 4会議室

7 提案書類の提出方法、提出先、提出期間等

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出部数

4の(1)から(8)までの書類については 1部、4の(9)の書類については 7部

(3) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、平成20年 6月20日(金)午後 3時まで(郵送の場合は書留とし、20日(金)の正午までに必着のこと。)

イ 4の(8)及び(9)の書類については、平成20年 7月15日(火)午後 3時まで(郵送の場合は書留とし、15日(火)の正午までに必着のこと。)

(4) 提出先

690 - 8501

松江市殿町 1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852 - 22 - 6315

F A X 0852 - 22 - 5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

8 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書(参考様式7)により提出すること(F A X、電子メールによる問合せも可とする。)

(2) 提出期限

平成20年 6月12日(木) 午後 5時まで

(3) 質問に対する回答は、平成20年 6月17日(火)までに文書により通知する。

9 運用管理受託者の選定方法

(1) 島根県行政情報通信基盤運用管理業務提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、運用管理受託者の選定を行う。

(2) 審査要綱については、別途定める。

(3) 評価については、以下の点を考慮する。

ア 運用管理業務の要件適合性

仕様書に記載している各種要件の充足状況

イ サービスレベル管理

運用管理業務を実施する上でのサービスレベル管理

ウ 要員

本件業務を実施する体制、要員の資格、過去の経験について

エ 経済性

仕様書に記載している要件を満たした上での経済性

オ その他

地域活性化、地元雇用、その他

- (4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局（情報政策課）によるヒアリングを行う。
- (6) ヒアリングの日程については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「運用管理業務委託予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

運用管理業務委託予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

なし。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

運用管理業務委託予定者と協議の上定める。

(6) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

11 その他留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (3) 提出された書類の返却は行わない。

12 問合せ先

7の(4)に同じ。

13 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: operations management support for administrative information systems & network base of Shimane 1 set
- 2 Deadline for proposal submission:
17:00pm Tuesday 15th July,2008
- 3 Contact people for further details:
Hisao Moriwaki or Akira Watanabe,
Information Policy Division
Shimane Prefectural Government
1 Tonomachi Matsue City

Shimane Prefectural 690-8501 JAPAN

TEL: (0852) -22-6315

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第12条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

財団法人島根県生活衛生営業指導センター

島根県松江市大輪町420番地 1

2 研修又は講習の種類等

(1) 第 1 型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成20年10月 5 日	いわみーる	浜田市野原町1826 - 1
平成20年11月16日	ウェルシティ	出雲市塩冶有原町 2 - 16

(2) 第 1 型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成20年10月 5 日	いわみーる	浜田市野原町1826 - 1
平成20年11月16日	ウェルシティ	出雲市塩冶有原町 2 - 16

(3) 第 2 型研修

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成20年 9 月 1 日	平成20年 9 月30日	平成20年10月31日

(4) 第 2 型講習

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
平成20年 9 月 1 日	平成20年 9 月30日	平成20年10月31日

3 受講料

第 1 型研修 5,000円

第 1 型講習 4,500円

第 2 型研修 5,000円

第 2 型講習 4,500円

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第 1 項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
雲南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を決定する土地の区域
雲南市大東町の一部、加茂町の一部、木次町の一部及び三刀屋町の一部
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課並びに雲南市役所都市建築課
- 4 縦覧期間
平成20年5月30日から平成20年6月13日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
大東都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市大東町大東下分、大東町大東
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、雲南市役所都市建築課及び大東総合センター
- 4 縦覧期間
平成20年5月30日から平成20年6月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年5月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
加茂都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域
雲南市加茂町加茂中
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課、雲南市役所都市建築課及び加茂総合センター
- 4 縦覧期間
平成20年5月30日から平成20年6月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第16号

島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成20年 5 月30日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

様式第22号 1（中央病院様式）を次のように改める。

(表)

1 (中央病院様式)

納入通知書兼領収書

通知番号

様 患者番号
診療科
診療期間

点数単価 円
負担率 %

保険種別

初再診料	医学管理	在宅医療	投 薬	注 射	処 置	手 術	麻 酔
点	点	点	点	点	点	点	点
検 査	画像診断	リハビリ テーション	精神科専門 療法	放射線治療	病理診断	歯冠修復・ 欠損補綴	歯科矯正
点	点	点	点	点	点	点	点
処方せん・ 他	入 院 料	包括評価	合計点数	総医療費	食事療養費 計	診療費負担 金	食事療養費 負担金
点	点	点	点	円	円	円	円
保険適 用外	保険給付外	個 室 料	検診料等	ドック料等	文書料等	そ の 他	消 費 税
	円	円	円	円	円	円	円

診療費等の明細は上記のとおりですから 年 月 日までに納めてください。

納 入 金 額

円

年 月 日

島根県病院事業管理者 印

(県立中央病院)

島根県立中央病院企業出納員

島根県病院事業出納取扱金融機関

上記の金額を領収しました。

(領収印のないものは無効です。)

領 収 印

様式第23号 1 (中央病院様式) を次のように改める。

(表)

1 (中央病院様式)

診療明細書兼領収書

通知番号

様

患者番号

点数単価

円

診療科

保険種別

負担率

%

診療期間

初再診料	医学管理	在宅医療	投 薬	注 射	処 置	手 術	麻 酔
点	点	点	点	点	点	点	点
検 査	画像診断	リハビリ テーション	精神科専門 療法	放射線治療	病理診断	歯冠修復・ 欠損補綴	歯科矯正
点	点	点	点	点	点	点	点
処方せん・ 他	入 院 料	包括評価	合計点数	総医療費	食事療養費 計	診療費負担 金	食事療養費 負担金
点	点	点	点	円	円	円	円
保険 適用 外	保険給付外	個 室 料	検診料等	ドック料等	文書料等	そ の 他	消 費 税
	円	円	円	円	円	円	円

診療費等の明細は上記のとおりです。

納 入 金 額

円

年 月 日

島根県病院事業管理者

印

(県立中央病院)

領 収 印

上記の金額を領収しました。

島根県立中央病院企業出納員

(領収印のないものは無効です。)

島根県病院事業出納取扱金融機関

附 則

この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第 2 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条第 1 項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成20年 5月30日

島根県労働委員会会長 近 藤 正 三

氏 名	現 職	経 歴	委嘱年
吾郷 計宜	弁護士	島根県弁護士会会長	平成20年
浅田 憲三	弁護士	島根県弁護士会会長 第38～40期労委委員	平成13年
小村 修	島根地方社会保険医療協議会委員	島根県商工労働部長 島根県市長会事務局長 第40期労委委員	平成17年
近藤 正三	島根大学名誉教授	島根大学教授 第 9、11、12、18～40期労委委員	昭和39年
林 周一郎	(有)マツジョウ常務	(株)山陰中央新報社経営企画室業務推進役兼 論説委員 第40期労委委員	平成17年
門脇 弘晃	(財)島根県東部勤労者共済会専務理事	自治労島根県本部書記長	平成19年
佐藤 伸廣	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 U I ゼンセン同盟島根県支部長	京都府労委委員 第40期労委委員	平成18年
田中 義夫	全日通労働組合島根県支部執行委員長 日本労働組合総連合会島根県連合会執行委員 運輸労連島根県連合会執行委員長	島根県地方労働審議会委員	平成19年
永野 春樹	日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 三菱農機労働組合執行委員長	三菱農機労働組合中央書記長 第40期労委委員	平成17年
矢倉 淳	日本労働組合総連合会島根県連合会会長	日本労働組合総連合会島根県連合会事務局 長 第38～40期労委委員	平成13年
井田 敬三	(社)島根県経営者協会専務理事	(株)山陰合同銀行検査部長 第39、40期労委委員	平成15年
江田 小鷹	(社)島根県経営者協会常任理事 三和興業(株)代表取締役社長 出雲商工会議所会頭	出雲商工会議所副会頭 第37～40期労委委員	平成11年
杉谷 雅祥	山陰クボタ水道用材(株)代表取締役社長 島根県中小企業団体中央会副会長 島根県法人会連合会会長	島根県中小企業団体中央会常任理事 第38～40期労委委員	平成13年
樋山 陽介	(社)島根県経営者協会常任理事 浜田ガス(株)代表取締役社長 浜田商工会議所副会頭	日本ガス協会中国部会理事 第38～40期労委委員	平成13年
原田 和夫	三菱農機(株)常務取締役	三菱重工業(株)下関造船所副所長 第40期労委委員	平成17年

森脇 義博	島根県労働委員会事務局長	島根県立図書館長	平成20年
加藤 幹雄	島根県労働委員会事務局審査調整課長	島根県教育庁全国高等学校総合文化祭推進室長	平成20年

正 誤

平成17年3月11日付け島根県報第1,657号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
16	島根県告示第290号の表中	メートル 540.00	メートル 450.00

平成17年7月26日付け島根県報第1,695号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第859号の表中	180.00	190.00